

延岡市「みやざき結婚サポートセンター」等入会登録補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、延岡市「みやざき結婚サポートセンター」等入会登録補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、結婚を希望する独身者の異性との出逢いを促進し、もって本市の未婚化及び晩婚化の解消並びに少子化の抑制を図ることを目的とし、その交付について延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 独身者 有配偶者以外の者で、未婚者、離別者及び死別者をいう。
- (2) 結婚相談所 結婚を希望する独身者から入会登録料を徴収して会員登録し、独身者の結婚の希望を叶えることを目的として異性との出逢い及び交流の場を提供する業を営む者をいう。
- (3) センター等 宮崎県が宮崎商工会議所に委託し開設する「みやざき結婚サポートセンター」又は次に掲げる要件をすべて満たす結婚相談所をいう。
 - ア 本市内に事業所を置くこと。
 - イ 事業所に、簡易に設置されたものでないと認められる看板、事業所と一体的な広告物、又はこれらに類するものが掲げられ、かつ、それらに結婚相談所の名称が明示され、結婚相談所であることが客観的に理解できること。
 - ウ インターネット上に結婚相談所のホームページを掲載していること。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 平成29年4月1日以降にセンター等への会員登録を行う独身者であること。
- (2) 本市に住所を有する者であること。
- (3) 市税等（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納していない者であること。
- (4) 延岡市暴力団排除条例（平成23年9月30日条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、センター等への入会登録料とする。

2 補助金の額は、入会登録料（消費税を除く。）の2分の1の額とし、一人5,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、延岡市「みやざき結婚サポートセンター」等入会登録補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて会員登録手続きの完了日以後1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の申請は、センター等への会員登録の回数に関わらず1人1回までとする。

- (1) 入会登録料の領収書の写し又はそれに代わるものとして市長が認めたもの

(2) センター等への登録手続きの終わったことを証明する書類の写し（ただし、みやざき結婚サポートセンターへの入会登録に限り、前号の領収書等により入会登録の事実が確認できる場合は、省略することができる。）

(3) 現住所が記載された証明書の写し（運転免許証又は健康保険証の写しなど）

(4) 市税等の滞納がないことを証する書類又は完納確認同意書（様式第2号）

(5) 誓約書（様式第3号）

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、延岡市「みやざき結婚サポートセンター」等入会登録補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を補助対象者に交付するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助対象者が第3条第2号から第4号までに掲げる者に該当しなくなったとき（同条第2号に掲げる者に該当しなくなった場合であって、市長が相当の理由があると認めるときを除く。）。

(3) 延岡市暴力団排除条例第6条第2号及び第3号の規定に基づき、補助金の交付が暴力団を利することとなると認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を補助対象者に補助金等不交付決定通知書（規則様式第3号）によって通知する。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付対象者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（補助金額の確定の省略）

第11条 規則第13条第2項の規定により、補助金の額の確定を省略するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。